

和歌山大学システム工学部運営委員会規程

制 定 平成23年11月17日

法人和歌山大学規程 第1233号

最終改正 令和7年4月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学システム工学部教授会規程（以下「教授会規程」という。）第9条第4項の規定並びに和歌山大学大学院システム工学研究科会議規程（以下「研究科会議規程」という。）第9条第4項の規定に基づき、和歌山大学システム工学部運営委員会（以下「学部運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 学部運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。なお、次の各号のうち、第2号から第4号については、教授会規程第9条第1項及び第2項又は研究科会議規程第9条第1項及び第2項により、学部運営委員会の議決をもって、教授会又は研究科会議の議決とすることができる。

- (1) 学部の予算配分及び決算に関すること。
- (2) 学部学生並びに大学院学生の休学・退学・除籍に関すること。
- (3) 学部並びに大学院の留学生に関すること。
- (4) 学部並びに大学院の科目等履修生及び研究生に関すること。
- (5) 学部並びに大学院の教育課程に関すること。
- (6) 名誉教授の推薦に関すること。
- (7) 兼業に関すること。
- (8) 学部並びに大学院の入試に関すること。
- (9) その他学部並びに大学院に関すること。

(組織)

第3条 学部運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 学部長補佐
- (4) 評議員

(議長)

第4条 学部運営委員会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、年長の副学部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 学部運営委員会は、原則として毎月1回開くものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

(議事)

第6条 学部運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 学部運営委員会が必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

システム工学部運営委員会規程

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会及び研究科会議の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月17日から施行する。

附 則 (平成30年4月12日一部改正：法人和歌山大学規程第2060号)

この改正規程は、平成30年4月12日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年5月9日一部改正：法人和歌山大学規程第2755号)

この改正規程は、令和6年5月9日から施行し、令和6年5月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2846号)

この改正規程は、令和7年3月25日から施行する。

附 則 (令和7年4月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2850号)

この改正規程は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。